

都道府県推進計画

都道府県名	宮崎県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
------	----------------------------------

平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価

(1) 消費生活相談体制

○管内市町村

消費生活相談窓口の設置自治体が、平成 20 年度に比べ増加し、県内全市町村において消費生活相談窓口が設置された。

また、消費生活センター設置自治体も、平成 27 年度当初で 4 市となり、平成 20 年度のゼロから増加しているほか、センターを公示していないものの消費生活相談員を配置している自治体は 1 市 1 町となっている。

消費生活相談員数については、平成 27 年度当初で 12 名と平成 20 年度の 2 名から大きく増加している。

○県

消費者安全法に基づき、平成 21 年度に消費生活センター（本所、2 支所）を公示したことにより、開所日を週 5 日から週 6 日（土曜日は本所、支所によるローテーションで担当）に増やし、受付の終了時間を 17 時から 19 時までに延長した。

消費生活相談員数については、平成 27 年度当初で 12 名と平成 20 年度と比べて 1 名増となっている。

(2) 消費生活相談件数等について

○管内市町村

全市町村で消費生活相談窓口が設置されたことから、相談件数が着実に増加している。

○県

管内市町村に寄せられた消費生活相談のうち、高度な消費生活相談を受け、あっせん等を積極的に実施した。管内市町村の消費生活相談窓口が整備されたことで、相談件数が徐々に減少している。

（県及び市町村の相談件数）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県	9,684	9,747	9,891	9,062	8,364	8,238
市町村	2,978	2,686	4,039	4,490	4,673	5,024
合計	12,662	12,433	13,930	13,552	13,037	13,262

「地方消費者行政強化作戦」への対応

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、平成29年度までに「地方消費者行政強化作戦」における「政策目標2」の達成を目指す。

<政策目標1>相談体制の空白地域の解消

- 平成26年度当初において、県内全市町村で消費生活相談窓口が設置されており、既に目標を達成している。

<政策目標2>相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- 平成26年度当初は、消費生活センター未設置自治体が人口5万人以上では1市、人口5万人未満では21市町村となっている。平成29年度を目標に、人口5万人以上の1市については消費生活センター化するとともに、人口5万人未満の市町村については、消費生活相談窓口の共同化による消費生活センター設置を目指す。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- 平成26年度当初は管内市町村の23.1%に消費生活相談員が配置されている。平成29年度までに目標を達成できるよう、共同化を進めるとともに、消費生活相談員養成講座等を実施し、人材確保を図る。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- 平成26年度当初は消費生活相談員の資格保有率が58.3%となっている。平成29年度を目途に目標を達成するため、資格を保有していない消費生活相談員を対象とした研修会を開催するとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

- 管内の消費生活相談員の研修参加率は95.8%（平成25年度実績）となっている。平成28年度中に消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げるため、
 - 国民生活センターが実施する研修の周知
 - 交付金を活用した研修参加の呼びかけ
 - 市町村の消費生活相談員を対象とした県消費生活センター主催の法律研究会への消費生活相談員の研修参加の呼びかけなど、消費生活相談員の研修参加を奨励する。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- 九州・沖縄ブロックで適格消費者団体が設立されており、既に目標は達成されているが、平成27年度に県内でも適格消費者団体を目指す消費者団体（NPO消費者ネットみやざき）が設立された。適格消費者団体設立に向けた活動費補助等の支援を行う。

<政策目標4>消費者教育の推進

- ・ 宮崎県消費者教育推進計画（平成27年6月策定）に基づき、「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会」を提供し、「自ら考え自ら行動する」消費者の育成を目指し、様々な消費者教育の担い手と連携・協働しながら、総合的かつ一体的に推進する。

<政策目標5>「見守りネットワーク」の構築

- ・ 平成27年度までに消費者安全確保地域協議会を設置していない。自治会や民生委員等による見守りなど地域の既存の見守りネットワークと連携し、効率的な見守り活動を推進する。

消費者行政推進の方針

<平成27年度から平成29年度までの方針>

- ・ 「地方消費者行政強化作戦」の政策目標2を実現するため、管内市町村に対し積極的な働きかけや支援を行う。
- ・ 管内市町村の消費生活相談体制の整備を図るため、従来からの法律研究会に加え、消費生活センターによる巡回指導や消費生活相談員養成講座等を行う。

<平成30年度以降の方針>

- ・ 平成29年度までに整備した管内市町村の消費生活相談体制を可能な限り維持する。
- ・ 管内市町村の消費生活相談体制の維持向上を図るため、法律研究会や巡回指導等を継続して行う。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

- ・ 平成27年度中に県内4地区で、消費生活相談窓口共同化による消費生活センター設置を検討する協議会等が立ち上げられた。引き続き、残り県内3地区の消費生活相談窓口共同化に向けた意見交換会の開催等、平成29年度までのセンター設置に向けて取り組む（平成27年度～平成29年度）。
- ・ 消費生活相談員養成講座を行い、県や管内市町村において必要な消費生活相談員の確保を図る（平成27年度～平成28年度）。
- ・ 資格を保有していない消費生活相談員を対象とした研修会を開催するとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する（平成28年度～平成35年度）。
- ・ 県消費生活センターの相談員等による、管内市町村の消費生活相談員等に対する相談への対応や困難事案の解決等に関する直接助言等を行う（平成27年度～平成35年度）。
- ・ 県消費者教育推進計画を策定し（平成26年度～平成27年度）、県内における総合的、一体的な消費者教育を推進する（平成27年度～平成35年度）。
- ・ 無料弁護士相談会の開催や関係機関等と連携した啓発活動、消費者団体設立に対する支援を行う（平成27年度～平成29年度）。

その他特記事項

- ・ 県と市町村が連携を行いながら、県民の安全・安心に資する消費生活相談体制を継続的に維持する。

市町推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	宮崎市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談室を増設し、消費生活相談員を 2 名から 4 名に増員した。(平成 21 年度及び平成 22 年度に各 1 名増員) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援によりレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、弁護士による相談員向け法律相談及びレベルアップ研修(平成 21 年度～平成 26 年度)、相談員向け多重債務研修会を開催した。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・ 市民向け無料法律相談会を増設した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため、悪質商法被害防止ネットワーク会議機関紙の関係機関への配布(平成 21 年度～平成 24 年度)、イベントや出前講座等での啓発用品の配布(平成 23 年度～平成 26 年度)、市民向け消費生活特別講演会の開催(平成 21 年度～平成 22 年度)、消費生活出前講座の拡充(平成 25 年度～平成 26 年度)を行った。 ・ 多重債務者への相談窓口啓発のため、多重債務問題啓発カードを配布した。(平成 21 年度～平成 22 年度) ・ 消費者教育推進のため、教職員向け消費者教育研修会を開催した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口拡充のため相談室の増設・改裝等を行い、平成 22 年度から消費生活センターを設置した。相談件数は、平成 21 年度の 1,209 件から平成 22 年度は 1,912 件と大幅に増加し、平成 25 年度は 2,512 件と着実に増加しており、相談窓口として定着している。 ・ 消費生活相談員のレベルアップのため、研修参加支援や弁護士による法律相談、研修会等を実施した結果、あっせん件数が平成 21 年度の 26 件に対し、平成 25 年度は 221 件となり、消費生活相談対応能力や質の向上を図ることができた。 ・ 平成 21 年度から消費生活無料法律相談を増設し、平成 24 年度からは週休日と合わせて毎月 2 回開催し、定着している。 ・ 平成 23 年度から消費生活啓発用品の配布等により、消費生活センターの周知や出前講座の案内に取り組み、また、平成 25 年度からは外部講師を積極的に活用し出前講座の拡充を図つ 		

	<p>た。その結果、消費生活出前講座の件数・受講者が着実に増加し、平成 21 年度には 47 回、2,436 人参加だったが、平成 25 年度は 81 回、4,324 人の参加となった。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 54 年 5 月から消費生活相談窓口を設置済み。 平成 22 年 4 月 1 日に消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度は消費生活相談員の資格保有率は 50% だが、国民生活センターの研修への参加等によりレベルアップを図り、資格取得を奨励する。 平成 26 年度まで消費生活相談員の研修参加率は 100% であり、今後も継続して研修参加支援を行う。 <p><u><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に高齢者や障がい者の悪質商法被害の未然防止、早期発見、早期対応のため、関係機関を構成団体とする「宮崎市悪質商法被害防止ネットワーク会議」を設置している。 当該会議を活用し、見守りネットワークとして機能する体制を整備する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター及び消費生活相談員 4 名体制を維持する。 弁護士の活用や研修参加支援による消費生活相談員のレベルアップに継続して取り組む。 消費生活出前講座等啓発活動や消費者教育については、府内及び地域ネットワークを構築しより効果的に推進する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間後も維持する。 啓発事業や消費者教育については、基金活用期間経過後も行う事業を精査したうえで、府内外で構築したネットワークを活用し推進していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター及び消費生活相談員 4 名体制を維持する。 消費生活相談員の対応能力維持・強化のため、弁護士や専門分野の事業者等による研修会の開催、及び国民生活センターの研修参加支援を継続して実施する。 無料法律相談を継続して実施する。 地域ネットワークの維持強化のため、府内外の団体との協力体制を継続する。 学齢期の児童の消費者教育推進のため、教育委員会との連携を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 今後の高齢化を踏まえ、地域の支所での相談サポート体制づくり

りを行う。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	都城市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置した。（平成 22 年度） ・ 消費者知識の周知を図るため、出前講座やセミナー等において使用する、大型プリンター、ワイヤレスマイク、プロジェクター、スクリーン、パソコンを購入した。（平成 21 年度） ・ 消費生活相談員及び行政職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活センター及び消費者知識の周知を図るため、ケーブルテレビ及びラジオにおいてスポット放送を行った。（平成 21 年度～平成 22 年度） ・ 消費生活センターの周知を図るため、バスにラッピングを施した。（平成 23 年度） ・ 消費者（相談者）の支援をするため、弁護士による無料法律相談を実施した。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費者教育を行うため、司法書士による市民向けのセミナーを開催した。（平成 25 年度） ・ 消費者被害防止のため、啓発チラシ及び啓発用品を作成し配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は平成 21 年度の 149 件に対し、平成 22 年度は 449 件と大幅に増加した。 ・ 平成 21 年度から、行政職員及び消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、出前講座や消費生活相談の対応能力・質が向上した。 ・ 大型プリンター購入により、消費者大会の開催や消費者月間ににおけるブース展示用ポスター等の充実を図ることができた。 ・ 出前講座については、プロジェクター等の設備充実により、内容や質の向上が図られ、開催数が平成 23 年度は 2 件だったが、平成 24 年度は 17 件（延 630 人）と大幅に増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初で消費生活センターを設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターの研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> 被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる自立した消費者にとどまらず、よりよい社会発展に寄与できる消費者育成のために、関係部局に消費者教育実施の働きかけを行っていく。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図りながら、見守りネットワークの構築を図る。また、既存のネットワーク（まもっどネットワーク）を利用しながら、更なるネットワークの充実を図る。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持、強化するため、研修に積極的に参加し、知識の習得と情報収集に努めるとともに、弁護士による法律相談の継続と連携強化に努める。 チラシやグッズの配布による啓発や出前講座の取組を充実させ、相談窓口としての消費生活センターの周知や消費者被害防止のための取組を強化する。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間経過後においても事業を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員及び行政職員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。（平成27年度～平成29年度） チラシやグッズの配布による啓発や出前講座の取組を充実させ、相談窓口としての消費生活センターの周知や消費者被害防止のための取組を強化する。（平成27年度～平成29年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	延岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 1 名から 2 名体制とした。(平成 22 年度) 消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置した。(平成 23 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため、新聞広告やパンフレット等により消費生活センターの周知を図った。(平成 23 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 21 年度の 351 件に対し、平成 22 年度は 775 件と大幅に増加した。また、平成 26 年 9 月末時点では 997 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 21 年度から、消費生活相談員の対応能力強化の為、研修参加を支援し、複雑、多様化する消費生活相談に対応することができた。 消費生活相談体制の強化により、平成 25 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済額の総額が 9,390 千円となった。(報告のあったもののみ計上) 平成 22 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には 8 件／年と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度当初、消費生活相談員は 2 名体制であったが、相談件数の増加に伴い、平成 28 年度より 3 名体制とする予定である。 国民生活センター等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 平成 23 年度の消費生活センター設置以降の消費生活相談員の研修参加率は 100% である。

	<p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市や社会福祉協議会等の有する既存のネットワークを活用し「見守りネットワーク」の構築を目指す。
	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の処遇改善を図るため、平成 27 年度より賃金を月額 6,500 円増額した。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制の維持・強化に努めるとともに、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、出前講座等の充実を図り、消費者被害の未然防止を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 出前講座等の啓発事業については、基金活用期間経過後も引き続き行い、消費者被害の未然防止を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談体制の充実に努めるとともに、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 ~ 平成 30 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。ただし、基金活用期間終了後は、県内での研修のみとする。(平成 27 年度 ~ 平成 29 年度) 消費生活相談員の賃金を維持する。(平成 27 年度 ~ 平成 30 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	日南市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談室を設置するとともに、専属の消費生活相談員 1 名を配置した。(平成 25 年度) 消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料や備品を購入した。(平成 21 年度～平成 25 年度) 消費者被害防止及び相談室周知のための、啓発パンフレット及びグッズを配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため、バス広告を行った。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 8 月に消費生活相談室を設置し、相談件数は平成 24 年度の 32 件に対し、平成 25 年度は 83 件、平成 26 年度は 9 月末時点で 53 件と相談件数が増加している。 消費者被害防止のためのパンフレット配布等とともに、消費生活相談室の P R をを行い、徐々に市民への周知が図られてきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 専属の消費生活相談員 1 名の配置を維持する。 平成 26 年度は、資格所有の消費生活相談員は配置できていないが、各種研修への参加支援を行うことで、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率を増加させる。 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 府内の各部署や、包括支援センター、民生委員など既存の組織と連携して見守りを強化していく。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談室を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するために、研修等を活用して消費生活相談員のレベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、市民への啓発を行う。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 市民への啓発事業については、より効果的な取組みに重点化させるとともに、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談室及び消費生活相談員の雇用を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 消費生活相談室の充実・強化を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害防止のため、消費生活相談室の市民への周知及び啓発を行う。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	小林市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員の知識向上のため、専門書籍を整備した。(平成 21・22 年度) 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口の備品等を整備した。(平成 21 年度) 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22・23・25・26 年度) 消費者被害防止のための啓発パンフや回覧板を作成し、全戸配布、回覧、配置等を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度以降、基金により消費生活相談体制が以前より大きく整備されたことにより、相談窓口の周知ができ、相談件数の増加につながった。 研修参加により職員のスキルアップを図ることができた。 啓発パンフ等の配布により、悪質商法や消費生活に対する市民の関心が高まった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 消費生活センターの設置については、実情を踏まえ検討していく。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修参加や専門書籍の購入により、消費生活相談担当職員の対応能力は向上してきた。 今後、専門の消費生活相談員を設置するかは検討していく。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター及び消費生活相談員の設置については現状を踏まえ検討していく。 現存の消費生活相談担当職員の研修参加支援を継続し、レベルアップを図る。 消費者教育の充実を図る。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当部署の充実 消費生活相談担当職員の研修参加支援の実施 消費者教育の充実

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者行政担当部署の更なる充実・ 消費生活相談担当職員のスキルアップのための研修参加支援実施・ 消費者教育の実施・ 消費生活情報の定期的な発信
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談員及び消費生活センターの設置については、広域での設置が可能か協議、検討していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	日向市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置した。 (平成 22 年度) ・ 消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とした。(平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、月額 146,000 円の報酬を資格を有した次年度から 160,000 円とした。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 高齢者や若者・幼児の消費者被害防止のため、高齢者学級・いきいきサロン・学校・保育園等で出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ・グッズ等を作成し、街頭啓発キャンペーンを行い、市民へ配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は増加傾向にある。 ・ 消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。また、研修に参加することにより他のセンター相談員との連携が取れるようになった。 ・ 消費生活相談体制の強化により、助言やあっせん等による救済金額が、平成 25 年度には 6,900 千円となった。 ・ 平成 22 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には 35 件と開催数が増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 50% であるが、今後資格保有率を 100% とするため、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談体制を維持するため、県が主催する事例検討会への参加を継続し、相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然

	<p>防止事業等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関とのネットワーク構築等を支援する。
<平成 30 年度以降の方針>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター及び出前講座等の啓発事業、弁護士による無料法律相談については、基金活用期間経過後も維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 基金を活用して配置・処遇改善した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内・関係機関との連携を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	串間市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、執務の資料に法律関係の専門書を購入した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談の無料法律相談会を開催した。(平成 22 年度) 消費者被害防止のため、啓発パンフレット等を購入し、街頭キャンペーンや高齢者サロンにて配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者教育のため、弁護士による講演や学習会を開催した。(平成 22 年度) 消費者被害防止のため、バス停の支柱に消費生活相談に関する啓発用のステッカーを貼った。(平成 23 年度～平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度の一般相談の内、消費生活相談が 8 件であった。平成 22 年度は一般相談の内 10 件の消費生活相談があり、学習会等及びパンフレット等の啓発による微増となっている。また、平成 26 年 10 月末時点では 5 件の相談となっている。 各年度の研修参加支援による消費生活相談担当職員の消費生活相談対応能力向上、及び関係機関との協力により、消費者被害を最小限にとどめている。 平成 21 年度から実施している出前講座の受講者が、平成 25 年度は 240 人／年と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般相談の窓口を設置しており、その中で消費生活相談を受け対処している。消費生活相談については、週 5 日、職員 2 名体制で受け付けている。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員を国民生活センターの研修に参加させることで職員のレベルアップを図る。 消費生活に係る法律の専門書購入により、職員の消費生活相談対応能力向上を図る。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持とともに消費生活相談担当職員のレベルアップを図る。 子供から高齢者までを対象とした消費者教育に重点的に力を入れ、消費者被害を未然に防止する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の機関と連携を密にし、安全で安心な地域づくりを目指す。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ より効果的な取組として消費者教育を行うとともに出前講座等の啓発事業を重点的に推進していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、専門書購入による知識の向上を図る。(平成 27 年度) ・ 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・ 消費者被害を未然に防止するため、啓発パンフレット等を購入し、配布する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・ 消費者の判断能力や問題解決力の強化を図るため、子供から高齢者までを対象とした消費者教育を推進する。 ・ 出前講座を積極的に推進し、年間の受講者を 500 人以上とする。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内及び関係機関と連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	西都市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、相談室を整備した。(平成 21 年度) 近年増加している消費者被害や振り込め詐欺を防止するため、パンフレットやタオル等を作成し、イベント等で配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に相談室を整備、その後、司法書士による無料消費生活相談窓口を開設したが、相談件数は年々増加し、効果を実感している。 警察、包括支援センターと連携することで、キャンペーンや講座の開催数が増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度、消費生活相談窓口を整備済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 司法書士による無料消費生活相談受付時に、市の消費生活担当職員を同席させることにより、職員のレベルアップを図る。 消費生活センターと連携して、どこに住んでいても相談を受けられる体制づくりを目指す。 啓発グッズを購入することにより、消費者被害防止キャンペーンの効果をより一層強化し、窓口の周知に努める。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施していく。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> キャンペーン、高齢者教室での講座等の啓発事業については、地域安全事業（防犯）と絡めながら、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 司法書士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 啓発事業の強化により、市町村窓口、消費生活センターの周知に力を入れる。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、警察、社会福祉協議会、包括支援センター等の関係機関の連携を密にしていく。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	えびの市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、備品を購入した。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 24 年度) ・ 消費生活相談の対応能力強化を図るため、消費生活相談担当職員の研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 25 年度) ・ 消費生活相談の対応能力強化を図るため、弁護士による講習会を開催した。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・ 消費者被害防止のため、啓発グッズやチラシを作成・購入し、各行政施設やイベント等で配布した。(平成 21 年度、平成 23 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置してから、少しづつではあるが地域の相談窓口として定着しつつある。(平成 24 年度相談件数は 16 件、25 年度は 19 件、26 年度上半期は 13 件) 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談担当職員の研修参加を支援する。 		
消費者行政推進の方針	<p style="margin-bottom: 0;"><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談担当職員のレベルアップを図るため、研修参加を支援する。 ・ 高齢者の消費者被害未然防止に重点的に力を入れ、高齢者にも分かりやすい啓発チラシやグッズを作成・購入して効果的な啓発に努める。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談担当職員の研修参加支援については、継続して取り組むよう努める。 ・ 啓発事業については、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談担当職員のレベルアップを図るため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 消費者被害未然防止のため、効果的な啓発に向けて取り組んでいく。(平成 27 年度～平成 31 年度) 		
その他特記事項			

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	三股町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置とともに、消費生活相談員を雇用した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料や備品を購入した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談体制強化のため、弁護士による無料法律相談会を開催した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 高齢者の消費者被害防止のため、地域の公民館等で出前講座を実施した。(平成 23 年度～平成 25 年度) ・ 消費被害防止のための回覧版を作成し、月 2 回の町内自治公民館加入世帯(約 7,000 世帯)への文書回覧時に使用した。(平成 25 年度) ・ 出前講座等の啓発活動に使用するため、自動車を購入した。(平成 24 年度) ・ 消費者被害防止のため、啓発パンフレットやグッズを作成し、配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 2 件に対し、平成 22 年度は 51 件と大幅に増加した。また、平成 25 年度は 71 件と相談件数が更に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 消費生活相談体制の強化により、平成 23 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による悪質商法等に関する救済金額が 2,800 千円となった。 ・ 平成 22 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度までの 3 年間で、実施回数 18 回、延べ参加者数 587 人と一定の実績を残すことができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度 5 月に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の消費生活相談員(1 名)の研修参加率は 100% であり、相談窓口を福祉課(自殺対策担当)と合同で設置しているため、福祉課所属の相談員(1 名)と連携することにより、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、平成 26 年度以降も消費生活相談員の 100% の研修参加

	<p>率を維持する。</p>
	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置・維持する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置・維持する。 ・ 消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な消費者被害の防止や早期解決のため、県の消費生活センターや近隣の自治体(都城市)の相談窓口と連携し、対応能力の強化を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	高原町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料や備品を購入した。(平成 21 年度) 消費者被害防止及び消費生活相談窓口の周知を図るため、啓発用リーフレットやグッズを作成し、町内全戸またはイベント時に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 高齢者等の消費者被害防止のため、町総合福祉大会において、チンドン屋による講演を行った。(平成 21 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、職員による相談受付業務を行ってきた。平成 22 年度の相談件数は 0 件であったが、平成 23 年度 3 件、平成 24 年度 6 件、平成 25 年度 4 件、平成 26 年 11 月時点で 4 件と、例年横這いではあるが、相談窓口として認識されつつあると感じている。また、いずれの案件においても、県消費生活センターや弁護士会、法テラスとの連携を図ることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> これまで行ってきた消費生活相談窓口の体制を維持しつつ、県消費生活センターや弁護士会と連携し、相談を受ける職員の消費生活相談対応能力の向上を図る。 潜在化する被害に対する、消費生活相談窓口の周知及び活用の促進を図る。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の周知及び活用へのより効果的な啓発に努める。 庁内の連携や職員の消費生活相談対応能力向上を目指し、県消費生活センターや弁護士会と連携した、職員向けの研修を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間経過後も、現在の消費生活相談窓口業務の体制を維持する。 啓発活動については、基金活用期間経過後も内容を精査しながら、より効果的なものを実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談窓口を維持する。・ 消費者教育や消費生活相談窓口のより効果的な啓発（リーフレットやグッズの作成）を行う。（平成 27 年度～平成 31 年度）・ 県消費生活センターと弁護士会と連携した、職員向けの研修を実施する。（平成 27 年度～平成 31 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	国富町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、執務参考資料を購入した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止のため、啓発チラシやグッズを作成し住民に広く配布等した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者月間に合わせ幟旗や懸垂幕を設置した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 詐欺等による大きな被害が生じることなく、消費生活に関する適正な相談体制を維持しながら、啓発等を実施している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年度に消費生活相談窓口を設置済み <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口において、個々の状況に応じた相談先を紹介できるよう、関係各課との連携をさらに緊密にし、また、外部団体と協力体制の維持・向上に努める。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制の維持・強化に努め、弁護士等の活用により、窓口の充実度を高める。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制全般にわたって、基金活用期間終了後も体制を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 担当職員の各種研修等への参加を支援し、また、弁護士等の活用により専門的な相談への対応スキルを獲得する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	綾町
-------	-----	------	----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料を購入した。(平成 21 年度) 消費生活相談担当職員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止のため、弁護士等を講師として、講演会を開催した。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 24 年度) 啓発グッズを購入し、イベント等で配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> イベント等での啓発により、消費生活相談窓口の周知及び消費者被害の防止に努めることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援する。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 近年増加している高齢者の悪質商法被害の防止を中心とした、消費者への啓発事業の強化を図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談担当職員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) 啓発グッズ等の購入及びイベント等での配布を継続して実施する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	高鍋町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口をより機能的、専門的にするため、パソコン等の事務機器の購入、相談室用の机、椅子等を購入し整備した。 (平成 21 年度～平成 23 年度) 消費生活相談対応能力強化を図るため、消費生活相談担当職員を対象とした研修への参加を支援し、レベルアップを図った。 (平成 21 年度、平成 23 年度) 相談できずに苦しんでいる被害者を救済するため、弁護士による無料法律相談会を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者問題の未然防止及び早期解決に向けて、啓発チラシを作成し全戸に配布した。また、町内のイベント開催時に啓発物品を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度より消費生活相談窓口を設置し、平成 21 年度から平成 26 年 11 月時点での相談件数は 47 件、年によってばらつきがあるが、年間平均 7～8 件の相談を受けている。 イベント時の街頭啓発活動が定着化し、消費生活相談窓口の周知・浸透が図られてきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の確保をめざす。 消費生活相談担当職員のレベルアップ及び有資格化を図るために、国民生活センターの研修への参加支援を行う。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の確保をめざすとともに、弁護士等の活用により消費生活相談担当職員のレベルアップを図る。 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加支援を行う。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制の充実・強化を図りつつ、基金活用期間経過後においても事業に継続して取り組むよう努める。 街頭啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員の確保を目指す。 ・ 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援を行う。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力強化を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 若者、高齢者等に対する消費者教育を重点的に行うため街頭啓発事業を継続して実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害者防止のため、関係機関との連携を密にして対応する。 ・ 継続的な消費生活相談窓口体制を維持するため担当職員の対応能力のレベルアップを図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	新富町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者生活相談体制強化のため、執務参考資料や備品を購入した。 (平成 21 年度・平成 22 年度) ・消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 24 年度) ・消費者の安全、安心確保のため、県消費生活センターなどと連携し、相談者の悩みや問題等の早期解決を行った。 ・消費者被害防止のための啓発チラシ・シールを町内の全戸に配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、成人式で新成人に啓発チラシを配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・町のイベントで消費者被害防止のための啓発グッズを配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費者相談窓口を常時開設し、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費者相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談を受けている担当職員の、国民生活センターの研修参加を支援し、レベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・消費者教育に重点的に力をいれ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域ネットワーク構築等を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても継続して事業に取り組むよう努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	西米良村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、執務参考資料を購入した。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 消費生活相談体制強化のため、弁護士による無料法律相談会を開催した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談対応能力強化のため、消費生活相談担当職員等を対象に、弁護士を講師とする講習会を開催した。(平成 21 年度～平成 22 年度) ・ 消費生活相談対応能力強化のため、消費生活相談担当職員の研修参加を支援した。(平成 23 年度) ・ 消費者被害防止のため、高齢者グラウンドゴルフ大会を開催し、地域安全の講話の中で消費者被害者防止の講話や啓発物品の配布を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため、行事などで村内に啓発物品を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が多く集まる機会を活用し、西都市や児湯郡での身近な被害の状況や対応の仕方の説明を行った。あわせて、啓発物品を配布することで村民の消費者被害を防止する意識が向上している。 ・ 消費生活相談窓口への相談件数が増加したことや、不審な電話や郵便物などがあると、警察や役場に危険がないか相談の連絡があることから、相談窓口の周知が浸透してきていると思われる。 ・ 無料法律相談会開催により、相談者の抱える問題を解決することができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や県消費生活センターとの連携を図る。 ・ 研修会等に参加し消費生活相談担当職員のスキルアップを図る。 ・ 講習会などを開催し啓発を行う。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 研修等の参加により、消費生活相談担当職員のスキルアップを

	<p>行い相談に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内放送を活用し、西都市、児湯郡などにおいて消費者問題があつた場合は啓発を行う。
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金活用期間経過後も消費者被害防止のための教室や講話などをを行う。 ・ 村内放送を活用し、啓発を行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 研修等の受講により、消費生活相談担当職員の対応能力向上を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・ 警察との連携や地域のネットワークの構築により、住民の意識向上を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	木城町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、執務参考資料や備品を購入した。（平成21年度～平成22年度） 高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブ大会や、町内スーパー等で、被害防止啓発パンフレット及びグッズを配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置し、各種啓発事業を行うことで、消費者の意識の向上に努めることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、なお一層の啓発及び相談窓口の周知に努める。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者被害防止のため、パンフレット等の配布や、町内放送等で被害防止を呼びかける等、啓発に努める。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して、消費者被害防止のため、パンフレット等の配布や、町内放送等で被害防止を呼びかける等、啓発に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 町内の状況をみながら、なお一層消費者被害防止のために、啓発に努める。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	川南町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、執務参考資料や備品を購入した。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 25 年度～平成 26 年度) 消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため、啓発活動用軽自動車を購入した。(平成 22 年度) 消費者被害防止のため、啓発グッズやパンフレット等を作成し、民生委員会、長寿会、施設等での配布を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 啓発グッズやパンフレットでの相談窓口の広報により、相談件数がわずかではあるが増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口（まちづくり課内）を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談窓口として、消費生活相談窓口の設置を継続する。 消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談窓口として、消費生活相談窓口の設置を継続する。 消費者教育に力を入れ、消費者被害未然防止事業等を実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 出前講座等の啓発事業を重点的に行う。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	都農町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害未然防止のため、自動車を購入し、各地区の老人会や、相談に来られない高齢者宅等へ出向き、啓発活動や巡回相談を行った。(平成 22 年度) 消費生活相談体制強化のため、備品を購入した。(平成 21 年度) 消費者被害防止のため、啓発パンフレットやグッズを作成し、各イベント開催時に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、啓発用グッズを配布することで、相談窓口の周知が進み、相談に来庁等される方が増え、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 職員の対応能力強化のため、研修参加支援を行う。 消費者被害防止のための啓発を継続して行う。 庁内他課との連携を強化する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動及び職員の研修参加支援については、基金活用期間経過後も引き続き行い、消費者被害防止を強化する。 庁内他課とも引き続き連携していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 職員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) パンフレット及びグッズの配布等、消費者への啓発活動を継続して行う。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	門川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料を購入した。(平成 21 年度) 消費者被害未然防止のため、啓発チラシ及びグッズを製作し、配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルの被害に遭いやすい高齢者及び若年者の啓発に力を入れた。チラシの世帯配布とは別に、若年者に関しては町内の全小中学校・高校に学校を通して啓発パンフレットやグッズを配付すると同時に、授業の一貫として消費者トラブルについて考える時間を設けてもらったことで意識付けのきっかけとなった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。(消費者行政担当職員で対応) <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員は他の業務と兼務しており、1名しかいないため、スキルアップのための研修参加や啓発活動に十分な時間を割けるよう、事務分掌の見直しを行い、係全体が相談に対応できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談窓口の充実を図るため、町で委託している暮らしのアドバイザーの活用を周知・促進していく。 啓発活動については、社協・包括支援センター・学校等、町のみでなく関係機関と連携し、効果を上げる。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発グッズやパンフレットの購入・作製については継続して取り組むと同時に、町内の現状を把握して必要なものを購入・作製し、配布方法についても、より効果的な方法を考案していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料を購入する。(平成 27 年度) 町と暮らしのアドバイザーによる消費生活相談窓口の定着化を図る。 啓発活動は町だけでなく、関係機関と連携して実施する。 町内の消費者問題における現状を把握し、必要な啓発グッズ等を購入する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	諸塙村
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、啓発グッズやパンフレット等を作成し、配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度の相談実績が 0 件に対し、平成 22 年度 1 件、平成 23 年度 3 件、平成 24 年度 1 件、平成 25 年度 4 件と増加傾向にある。また、不審な業者を見かけたときや電話がかかってきたときなど、市町村窓口への情報提供も増えていることから、消費者意識が徐々に高まり、問題解決力が向上していることが見て取れる。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 役場総務課を消費生活相談窓口として設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する研修へ積極的に参加し、担当職員の資質向上を図る。 啓発物品やパンフレット、発刊物等を使い、担当職員だけでなく、庁内職員全体の消費者行政に関する知識のレベルを上げ、様々な場面での情報共有を行い連携できる体制づくりを行う。 		
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワークの構築を支援する。 		
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制については現時点で基金の利用はないが、今後も現状の相談体制を充実させつつ継続していく。 啓発活動については、基金活用期間経過後も行う事業を精査し、より効果的な取り組みに重点化していく。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、積極的に研修参加支援を行う。 今までの啓発事業を精査し、より効果的な啓発を行うため、啓発グッズの配付と合わせ、消費者行政に関する講座を積極的に開催する。(平成 27 年度～平成 31 年度) 		
その他特記事項			

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	椎葉村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、パンフレットスタンド等の備品や専門書籍を購入した。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 25 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため、啓発冊子や啓発物品を購入し、中学校やイベント等にて配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため、懸垂幕を購入し、庁舎玄関に掲示した。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 不審な業者を見かけたときや不審な電話がかかってきた時など、消費生活相談窓口への情報提供が増えてきていることから、村民の消費者意識が徐々に高まり、問題解決力が向上していると思われる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。(総務課行政グループが対応) <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する研修会等への参加を積極的に支援し、消費生活相談担当者の資質向上を図る。 啓発物品やパンフレット等を活用し、担当のみならず、職員全体で消費者行政に関する知識を深め、様々な場面で情報共有できる体制づくりを行う。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、現在の体制を充実させつつ継続していく。 啓発事業については、基金活用期間経過後も行う事業を精査し、より効果的な取り組みに重点化していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談担当者の対応能力強化のため、研修への積極的な参加を推進する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	美郷町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備のため、執務参考資料や備品を購入した。(平成 21 年度) 消費者被害を未然に防止するため、弁護士による講習会を行った。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 24 年度) 特に高齢者の消費者被害防止のため、巡回相談・いきいきサロン等を活用して啓発活動を行った(平成 25 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシ・グッズ等を作成し、イベント時などに、町民へ配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 「美郷町くらしのアドバイザー」を 6 名委嘱したことで、町民が相談しやすい環境を整備できた。(平成 21 年度～平成 24 年度) 消費生活相談対応能力の充実と被害に遭いやすい高齢者への啓発活動の推進のため、社会福祉協議会に業務委託したことできめ細やかな相談体制が構築できた。(平成 25 年度～平成 26 年度)
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員及び業務委託している美郷町社会福祉協議会の担当職員の消費生活相談対応能力のレベルアップを図るために、積極的に各種研修会の参加を支援する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談体制を維持するため、県が主催する事例検討会への参加を継続し、消費生活相談担当職員のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 関係機関とのネットワーク構築等を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制及び出前講座等の啓発事業については、基金活用期間経過後も継続して取り組むよう努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 役場担当部署を核として県消費生活センター等の協力を得ながら

	<p>ら業務推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続し、職員のレベルアップを図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のため、府内・関係機関との連携を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	高千穂町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、備品や執務参考資料を購入した。(平成 21 年度～平成 24 年度) 担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 23 年度) 専門的な消費生活相談に対応するため、弁護士による無料法律相談会を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 高齢者の消費者被害防止のため、デイサービス等で出前講座を実施した。 消費者被害防止のため、啓発グッズを配布した。(平成 22 年度～平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は、平成 22 年度が 8 件、平成 25 年度は 7 件と横ばいの状況であるが、出前講座等の実施により消費者被害抑止につながっていると考える。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣市町との協定を締結し、関係市町間で消費生活相談窓口を相互利用できる体制とする。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 出前講座、無料法律相談会を引き続き実施する。 消費者被害防止のため、幅広く啓発を行えるようグッズの充実を図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 基金活用期間経過後においても継続して事業に取り組むよう努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 専門的な消費生活相談に対応するため、弁護士による無料法律相談会を実施する。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者被害防止のため、啓発グッズの充実を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者被害防止のため、出前講座を実施する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	日之影町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。（平成 21 年度） 専門的な相談に対応するため弁護士による無料法律相談を年 4 回実施した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 消費生活相談体制強化のため、執務参考資料を購入した。（平成 21 年度） 消費者被害防止のため、渓谷まつり・福祉まつり等で啓発パンフレットやティッシュ等を配布、また町内の全戸に啓発用チラシを配布し、啓発を行った。（平成 21 年度～平成 26 年度） 高齢者の消費者被害防止のため、高齢者大学やサロン等で消費生活センターの消費生活啓発員による講座を行った。（平成 25 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、毎年 10 数件の相談がある。本町では、地域包括支援センターや社会福祉協議会等（ふれあいネットワーク）と連携をとり、消費生活に関する情報を共有するよう努めているため、町内全域の状況がある程度把握できている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する研修会への参加を支援し、担当職員のレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談体制を強化するため、弁護士による無料法律相談（年 4 回）を継続して実施する。 消費者教育に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止活動が出来るよう、ふれあいネットワークを充実していく。 町内有線放送（データ放送）・町広報を活用した啓発を行う。 啓発パンフレット等の配布を行う。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 啓発グッズ配布等の啓発事業については、基金活用期間経過後

	も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談窓口を維持する。・ 消費生活相談体制強化のため、弁護士による年4回の無料法律相談を行う。(平成27年度～平成31年度)・ 消費者被害防止のため、啓発パンフレット、グッズを配布する。 (平成27年度～平成31年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止に向け、全庁で取り組む。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮崎県	市町村名	五ヶ瀬町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談対応のスキルアップのため、参考図書を購入した。(平成 21 年度～平成 22 年度) 多重債務や悪徳商法の被害者の早期発見・被害解決に繋げるため、弁護士を招き研修会を実施した。(平成 21 年度) 専門的な消費生活相談への対応力強化のため、弁護士を招き無料法律相談会を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 振り込め詐欺、悪徳商法防止を目的としたリーフレット等の啓発グッズを配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 参考図書を購入したことにより、消費生活相談に対する回答の質が高まった。 定期的に無料法律相談会を実施しているが、毎回早い段階から予約が入るようになっており、住民に定着し始めている。 研修会や啓発グッズの配布により、住民の消費者被害への関心や知識が高まっているように感じる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 役場総務課の消費者行政担当にて消費生活相談を受け付けている。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員の消費生活相談対応のスキルアップを図る。 担当職員が対応できない相談に関しては、弁護士による無料法律相談や県消費生活センターを紹介する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者行政担当職員の消費生活相談対応のスキルアップを図る。 担当職員が対応できない相談に関しては、弁護士による無料法律相談や県消費生活センターを紹介する。 消費生活相談員の雇用や消費生活センターの設置に関しては検討する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員の消費生活相談対応のスキルアップを図る。 担当職員が対応できない相談に関しては、弁護士による無料法律相談や県消費生活センターを紹介する。

	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の雇用や消費生活センターの設置に関しては検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 弁護士による無料法律相談を継続して行う。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者行政担当職員の消費生活相談対応のスキルアップのため、積極的に研修会に参加するなど情報収集に努める。 消費生活相談窓口（消費者行政担当）や弁護士による無料法律相談を広く広報し、被害者が相談しやすい環境づくりに努める。 消費生活相談員の雇用についての検討会を設ける。 定期的な啓発グッズの配布に努める。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当だけでなく、課として相談に対応できるよう、スキルアップに努める。